

木造住宅の耐震改修工事費用の一部を補助します。

～越谷市既存建築物耐震改修補助金交付事業～

越谷市では、一般耐震診断の結果の総合評点が1.0未満の下記の対象建築物に該当する所有者の方へ「越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱」に基づき改修工事費用の一部を補助します。
※予算がなくなり次第、受付を終了します。

◆対象建築物

- 1) 市内にある平成12年5月31日以前の耐震基準に基づき建築された木造軸組み工法の一戸建て住宅で、地階を除く階数が2以下のもの
- 2) 一般耐震診断の結果の総合評点が1.0未満のもの

◆対象者

都市計画法及び建築基準法に違反していない個人所有の住宅とします。

◆補助金額

住宅1戸につき耐震改修工事を行った部分の工事費用（税抜金額）の23%に相当する額、かつ、50万円（昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの耐震基準に基づき建築されたものは30万円）を上限とします。（100円未満は切捨てとなります。）

※補助金交付額は、改修完了報告書に添付する工事費用内訳書を審査の上、決定します。

◆助成の対象となる耐震改修工事

一般耐震診断の結果の総合評点が1.0以上となる耐震改修工事を行うもの。

◆耐震改修工事を行える建設業者

原則、市内に営業所を有する建設業者とします。

◆申込み方法

申込みについては、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、建築住宅課（本庁6階）まで提出してください。記載内容を審査の上、補助金交付要綱に適合する方へは適合通知書を通知します。この適合通知書を持って市内の建設業者に耐震改修工事を依頼してください。 ※申込用紙は、ホームページ上でダウンロードできます。

◆注意事項

適合通知書を受理する前に工事契約を締結した方、改修工事を行った方は補助金の交付が出来ませんので注意してください。詳細は、建築住宅課までお問い合わせください。

問い合わせ先：都市整備部建築住宅課

TEL048-963-9235

E-mail kenju@city.koshigaya.lg.jp

耐震改修補助金交付手続きのフロー

